

記入例

共同申請 (代表申請者: 大学等)

※行は追加・削除しないでください (行の高さは変更可能です)
※共同申請者の数に応じて、左側の1,2,3ボタンを押して折り畳み行を展開してください。

0. 申請者情報

0-1. 共同申請者の情報

Table with columns: 業種, 資本金, 従業員数(常勤), 法人番号. Row: ソフトウェア業又は情報処理サービス業, 1,000万円, 10人, 1234567890123

共同申請者は、外国特許庁への出願の共同出願人である。
共同申請者は、外国特許庁への出願の共同出願人でない。

ここにチェックした場合、「0-1.」欄の残りは記入不要です。

共同申請者の「中小企業者等」該当性

実施要領第2条に規定された「中小企業者等」に該当する。
実施要領第2条に規定された「中小企業者等」に該当しない。

→みなし大企業である場合、以下で説明してください。

0-2. 役割分担

共同申請者である株式会社☆☆ベンチャーは、間接補助事業(出願手続)に要する経費の100%を負担する。
代表申請者である国立大学法人〇〇大学は、間接補助事業(出願手続)の外国庁への手続き等その他の事項を実施する。
また、別紙3記載のとおり、株式会社☆☆ベンチャーが海外事業展開を担当する。

1. 申請者(代表申請者)の過去における本補助金の支援実績

実績の有無(いずれかに○)
①実績あり → ①実績ありの場合、確認事項
②実績なし → ②査定状況等報告書を提出している

<中間応答等(継続)>の場合は「2.」及び「3.」欄は記入不要です。

2. 申請者(代表申請者)の保有特許権の他者への実施許諾率

・文部科学省の公開情報を使用しない場合は、以下に記入してください。

Table with columns: 国内特許権の保有件数, うち実施許諾中の件数, 実施許諾率. Row: 927, 65, 7.0%

※根拠となる公開情報があれば、併せて記入してください。

名称: URL:

※研究機関は記入必須。
※令和4年3月31日調査時点の値。
※確認のため、必要がある場合には、実施許諾契約書の写し等の提出を求める場合があります。

3. 申請者(代表申請者)の外国出願比率

・J-PlatPatを用いた具体的な検索方法は別途資料を参照。
・代理調査を希望する場合、サポートデスクにご連絡ください。

Table with columns: 出願国, 件数, 検索に用いた出願人名. Includes rows for Japan, USA, Europe, China, Korea and a summary row for foreign application ratio (46.3%).

事務局確認のため、J-PlatPatに貼り付けられる形式で記入してください。

4. 了承事項等

内容を確認のうえ、すべての項目にチェックしてください。

- 代表申請者と共同申請者が合意のうえ、共同で本交付の申請を行った。
本申請書において交付を申請する外国出願(共同出願の場合は、自身の持ち分について)は、本支援以外の国費又は国費を財源とする資金による支援に対して申請中でなく、採択もされていない。
当補助金の事業において、代理人契約、外国特許庁への手続及びその準備など、交付決定後に行った(発注した)作業に係る経費のみが助成対象となることを了承した。
実施要領第2条第1項第5号に定める事項(審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、やむを得ない場合を除き応答すること)について了承した。
実施要領第11条第1項に定める事項(様式第3による計画変更手続きを行わずに実施する、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願(出願計画の変更)は認められない点)について了承した。
実施要領第20条第2項に定める事項(間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願件数、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表)について了承した。
実施要領第21条第1項に定める事項(補助事業者の承認を受けずに、自ら放棄又は取下げ等を行わないこと)を了承した。
事業完了後、やむを得ない事情により、自ら放棄又は取下げを行わなければならない場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承した。
実施要領第21条第1項に定める事項(採択案件の査定状況等報告書の提出)、実施要領第21条第2項に定める事項(補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等))について了承した。
公募要領で示す「本事業で頂戴する個人情報の取扱い」について了承した。

5. 申請担当者

申請書への質問や交付決定通知書等の重要な連絡をしますので、実際に事務局と連絡がつかう方の情報を記入してください。

Table with columns: 代表申請者 (国立大学法人〇〇大学), 共同申請者 (株式会社☆☆ベンチャー). Includes fields for name, position, phone, and email.

事務局からのメールはすべて共同申請者にも同時に送信しますので、必ず記入してください。
なお、手続きの主たる連絡者は、代表申請者でも共同申請者でも構いません。

共同申請者も大学、研究機関の場合は、「⑩大学、研究機関」を選択してください。「0-1.」欄の残りは記入不要です。
それ以外の場合、共同申請者の業種が、中小企業支援法に規定する以下いずれに該当するか、選択してください。

- ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(※②~⑦を除く)
②卸売業(※⑤~⑦を除く)
③サービス業(※⑤~⑦を除く)
④小売業(※⑤~⑦を除く)
⑤ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業
⑦旅館業

下記サイトを参考に、ご判断ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq01\_teigi.htm#q4
https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

※分からない場合は事務局にご相談ください。

みなし大企業である場合は、実施要領第2条第1項第6号(ア)~(カ)のいずれに該当するかを説明してください。

【記入例1】(出資者)

「出資者及び出資比率は、株式会社△△(45%)、株式会社××(25%)、特許太郎(10%)、ほか5名(20%)である。大企業が2者で合計70%を所有しており、実施要領第2条第1項第6号の(イ)に該当する。」
※出資比率は、単独で2分の1以上、又は、複数で3分の2以上の所有が分かるように記入してください。
※小口の株主が複数いる場合はまとめてください。

【記入例2】(株主)

「別添の役員等名簿4名のうち、大企業の役員又は職員の兼務者は、新崎純(株式会社△△)、浜渡洋清(株式会社××)の2名である。よって、実施要領第2条第1項第6号の(ウ)に該当する。」

【記入例3】(課税所得額)

「課税所得額は、4.7億円(前年)、6.0億円(2年前)、5.2億円(3年前)である。年平均額は5.3億円であり、実施要領第2条第1項第6号の(エ)に該当する。」
※損益計算書の「税引前当期純利益」ではなく、法人税申告書の「所得金額又は欠損金額」を記入してください。
※〇千円、〇万円等、適宜単位を変えてください。
※必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めています。